图北加南公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇ 公 告

ページ

○ 特定調達契約の相手方の決定【教育委員会事務局学校支援部学事課】

2

◇ 公営競技局

〇 特定調達契約の相手方の決定【公営競技局ボートレース事業課】

3

北九州市公告第441号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量 校務支援システム更新に伴うデータ移行業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課 北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年6月10日
- 4 契約の相手方の名称及び住所 西日本電信電話株式会社北九州支店 北九州市小倉北区古船場町5番12号
- 5 契約金額 3,941万4,375円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 政令第11条第1項第1号に該当するため

北九州市公営競技局公告第20号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号)第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年6月26日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

- 1 特定役務の名称及び数量 トーターシステム保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市公営競技局ボートレース事業課 北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所 日本トーター株式会社 東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額 1億172万5,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 政令第11条第1項第2号に該当するため